

平成28年横瀬町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月25日(火) 午前10時から10時 9分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小川俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一

7. 会議の概要

議長 本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第11回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

5番、町田修一委員、8番、加藤典男委員、ご兩名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件1件です。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第20号について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。平沼推進委員。

平沼推進委員 推進委員の平沼です。

現地は今事務局から説明がありましたとおり、町道〇号線の〇〇区で、南側に〇〇アパートの入り口がありまして、その隣になります。現地を9月20日に加藤委員一緒に現地を確認したわけですが、事務局の説明のとおり、現況宅地として進入路として使用されている状況です。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長 続きまして、補助員の説明に移ります。

補助員の8番、加藤委員、お願いします。加藤委員。

加藤委員 8番加藤です。ただいま推進委員さんのご説明のとおり、私も現地を見まして、間違いございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
9番。

岸岡委員 9番、岸岡ですが、間接的な質問になりますが、〇〇-〇の〇〇平米の土地は、墓地でスタートしておりますが、この登記簿を見ると墓地になっておりました、畑から宅地への処理について、書類上はどのような形になるのでしょうか。墓地から農地の動かし方との関連について、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

議長 事務局。

事務局 9番委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

〇〇番〇の筆についての墓地から畑ということでございます。一般的に申しますと、墓地を畑にすることはすぐにはできないこととなります。私が知っている限りですと、墓地を畑にするには、〇〇〇に墓地廃止申請をしないと、法務局で地目変更することができません。

今回については、墓地から畑になったということは、地目変更と〇〇〇に墓地の廃止届けを出して、その書類を添付して昭和〇年〇月に地目変更して、〇〇〇で畑に認定をしたということでございます。

以上でございます。

議長 9番さん、よろしいですか。

岸岡委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第20号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成でございます。

よって、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

ここで会議録での字句の整備についてお諮りいたします。

会議中の発言に際して、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時 9分)